

教育公務員特例法の一部を改正する法律について  
一 制定の理由

教育公務員特例法は国家公務員たる教育公務員については国家公務員法の、地方公務員たる教育公務員については地方公務員法の特別として、これら教育公務員の職務と責任の特殊性にかんがみ制定されたものであるが、後者については地方公務員法が制定されるまでは暫定的に政令で必要な身分取扱規定を設け、おおむねその者の属する地方公共団体又は都道府県の補助機関たる吏員の例によることとしていたのである。

よって今般地方公務員法が制定されるに伴い、教育公務員特例法が地方公務員法にも予備的に融するものがない旨を確証するとともに（地方公務員法第二條、第四十八條、教育公務員特例法第二十三條）、暫定規定の整備及び地方公務員法の各規定と照合して必要と考えられる特別を確立する等若干の改正を行う必要があるわけである。

二 改正事項

- (イ) 改正事項については地方公務員法の制定に伴い、最少限度とされるものに限る。
- (ロ) 教育公務員特例法第三十三條により政令で定められた暫定規定中、公立学校の教育公務員に給与、地方議会の議員との兼職

教育委員会法第八十一條により政令で定められた暫定規定中、教育長の給与、分限、職務制

公立学校の教育公務員の不利益処分審査  
公立大学の教育公務員の服勤

5-3  
40

天野 8

25 1. 27

26.1

教育公務員特例法の一部を改正する法律案について

一 制定の理由

教育公務員特例法は、国家公務員たる教育公務員すなわち国立学校の学長、校長、教員及び部長長については国家公務員法の、地方公務員たる教育公務員すなわち公立学校の学長、校長、教員及び部長長並びに教育委員会の教育長及び指導主事については地方公務員法の特例として制定されたものであるが、後者については当時好まらるべき地方公務員法が制定されていなかったため、その間政令で暫定規定を設けて来たのである。

そこで本法制定の第一の理由は、今般地方公務員法が制定公布され、二月から逐次施行されることとなつたので、教育公務員特例法が同法の特例であることを明らかにするとともに、同法の施行に伴い更に必要と考えられる特例を確立する必要がある。

第二に、従来の教育公務員特例法施行の実情等にかんがみ新たに教育公務員となる者及び教育公務員に準ずる取扱を受ける者を設けて、これらの職員的身分取扱に關し不都合であつた点を改正する必要がある。第三に、大学管理機関の行う職員の聘任、免職等に関する事前審査の方法が余りにもはんざであり現下の実情に適合せず、且つ何よりも大学の自若そのものの濫用となるおそれの生ずる点もあるため、これを改正する必要がある。

二 改正事項の主な点

一 教育長が一般取に属する地方公務員となるので、その条件附任用、臨時の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件を一般職に属する他の地方公務員とは別個の取扱にすること。

二 職階制はすべての公立学校の教育公務員について、国立学校の例に準じ、実施すること。

三 教育委員会が置かれていない市町村の設置する公立学校（大学を除く。）の職員の内限、懲戒及び服務は都道府県の設置する公立学校（大学を除く。）の職員の例によるものとし、これらの若の不利益処分審査は都道府県の人事委員会が行うものとする。

四 市町村立学校職員給与負担法により都道府県が俸給その他の給与を負担している、市町村立学校の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については都道府県の條例で定めるものとする。

5 公立学校の教育公務員の給与は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与を基準とすること。

6 公立学校の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について都道府県の当局と文部省が相互に連合体を結成することを当分の間認めること。

7 大学の事前審査の手続を適正化するとともに、大学自治の原則に則り大学管理職等に審査の手続を自ら定めうることにすること。

8 ~~林業専攻会~~の職員のうち社会教育主事を指導主事と同様教育公務員とし、文部省所轄の研究機関の長及び特定の職員等を教育公務員に準ずる取扱を受ける職員とすること。

26.1

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「雑則（第二十一条。第二十二条）」を「雑則（第二十一条。第二十二條）」に、「附則（第二十三条。第三十四條）」を「附則（第二十三條。第三十三條）」に改める。

第二條第四項を次のように改める。

「この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいふ。」

第五條第三項から第五項までを次のように改める。

3 大学管理機関は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならぬ。

4 大学管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に関し必要な事項は、大

学管理機関が定める。

第九條第一項中「国立大学の」を削る。

第十一條に次の一項を加える。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十條の根本基準の實施に關し必要な事項は、同法第三十一條から第三十八條まで及び第五十二條に定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十六條第二項を次のように改める。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長及び指導主事については、それぞれの免許状を有する者で採用を願ひ出た者について、社会教育主事については、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に定める必要を資格を有する者で採用を願ひ出た者について、それぞれ都道府県の教育委員会が作成する。

才十七条の見出しを「教育長の退任等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長については、地方公務員法才二十二条（条件附任用及び臨時的任用）の規定は適用しない。

才十八条を次のように改める。

才十八条 削除

才二十一條を次のように改める。

（兼職及び他の職務の従事）

才二十一條 教育公務員たる者は、官職に就する他の職を兼ね、又は教育に關する他の職務若しくは事務に従事すること若し本職の遂行に支障がないと所轄廳において認めらるる場合には、給與を受け、又は受けをいす。その職を兼ね、又はその職務若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員については国家公務員法才百一條才一項の規定に基く人事院規則又は同法才百四條の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員については地方公務員法才三十八條才二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

（公立学校の教育公務員の職階制）

才二十一條の二 職階制は、国立学校の教育公務員の例に準じて、すべての公立学校の教育公務員について実施するものとする。

（教育長の給與等）

才二十一條の三 教育長については、地方公務員法才二十三條（職階制）並びに才二十四條及び才二十五條（給與、勤務時間その他の勤務条件）の規定は適用しない。

2 教育長の給與、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職

に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

才二十二条中「職務を行う者」の下に「文部省設置法（昭和二十四年法律第十六号）才十三条に掲げる樺樹（日本芸術を<sup>院</sup>除く。）並びに文部省設置法（昭和二十五年法律才二百十四号）才二十条に掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者」を加ふる。

才二十三才二項中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加ふる。

才二十五才一項才八号中「文部大臣」を「任命権者」に改める。

才二十五条の次に次の五条を加ふる。

（懲戒及び服勤）

二十五条の二 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校（大学を除く。以下この条及び才二十五条の三において同じ。）の校長の懲戒及び服勤については、地方公務員法才二十七条から才二十九条まで、才三十一条、才三十二条、才三十五条、才三十六条又は才

三十八条に規定する条例。地方公共団体の規則又は地方公共団体の機関の定める規程（同法才三十八条に規定する人事委員会規則を含む。）で定めるものと相当する事項は、都道府県の設置する学校の職員の例によるものとする。

（不利益処分に関する審査機関）

才二十五条の三 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校の職員に対する不利益処分に關する審査については、地方公務員法才四十九条才四項及び才五十条に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法才五十一条の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めらるるものとする。都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

（給与、勤務時間その他の勤務条件）

才二十五条の四 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律才百三十五号）才一条及び才二条に規定する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法才二十四条才六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定めるものとする。

2 前項の都道府県の条例に附する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律百七十号）才六十一条に規定する事件の例によるものとし、都道府県の教育委員会は、その議案の原案を作成する場合において、市町村に教育委員会が置かれているときは、当該教育委員会の意見を聞かなければならぬ。

才二十五条の五 公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準とするものとする。

（職員団体）

才二十五条の六 地方公務員法才五十二条才一項又は才二項の規定に基く都道府県又は当該都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員の職員団体は、当分の間、給与、勤務時間その他の勤務条件に關し都道府県の当局と交渉するため、これらの職員団体の間で連合体を結成し、又はこれらの職員団体の間で結成された職員団体の連

合体に加入することができぬ。

2 地方公務員法才五十三条から才五十五条までの規定の適用については、前項の職員団体の連合体は、同法才五十二条才二項の規定に基く都道府県の職員の職員団体とみなす。

3 地方公務員法才五十二条才五項及び才五十六条の規定の適用については、才一項の職員団体の連合体は、同法才五十二条才二項の規定に基く職員団体とみなす。

才二十八条及び才二十九条を次のように改める。

才二十八条及び才二十九条 削除

才三十三条を次のように改める。

（教育委員会）  
（市町村の社会教育主事）  
（特別区を含む。）

才三十三条 教育委員会の置かれている市（特別区を含む。以下同じ。）町村の社会教育主事については、才十六条才一項及び才四項並びに才十九条才二項中「当該教育委員会の教育長」又は「当該教育委員会」とあるのは、「当該市町村の長」と読み替えるものとする。



この法律は、公布の日から施行する。

改正後の教育公務員特例法才五条才三項から才五項まで（同法才六条才二項及び才九条才二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の専業についても適用する。但し、改正後の教育公務員特例法才五条才三項（同法才六条才二項及び才九条才二項において準用する場合を含む。）の規定による審査期間が終了する期間は、大学管理機関から説明書を受領した後三十日以内とする。

地方公務員法才四十九条から才五十一条までの規定施行の際既に正前の教育公務員特例法才十五条才三項（同法才十八条才二項において準用する場合を含む。）の規定により、教育委員会が審査の請求を受けしている専業に属する審査については、地方公務員法才四十九条から才五十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律施行の際現に公立学校の教育公務員で地方公共団体の議員の職を兼ねているものは、地方自治法（昭和二十二年法律才六十一号）才九十二條才二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中、なお議員を兼ねることが出来る。

理由

地方公務員法の制定に伴い、地方公務員たる教育公務員等の任免、分限、懲戒、服務、給與その他の身分取扱いに關する事項について所學の改正を行うとともに、新たに社会教育主事等を教育公務員又はこれに準ずる職員として取扱うこととし、大学管理機関が行う職員の轉任降任等に關する事前審査の方法の適正化を図り、その他若干の規定について整備を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

26.6.12

教育公務員特例法施行令の一部を改定する政令案要綱

- 一、公立学校の非常勤講師は特別職に属する地方公務員となり、また国立学校の非常勤講師は一般職に属する地方公務員であるが、非常勤職員に関する諸規定によるのが適当であるが、これらの趣を削除した。
  - 二、高等学校の学習助手は、その職務内容、勤務態様から考へて教育公務員に準ずる取扱を受けるものとするのが適当であるが、新たに加えた。
  - 三、教育公務員特例法第二三条の改定により、文部省所轄の研究機関、国立博物館等の館長及び特定の職員が教育公務員に準ずる取扱を受けるものとなったが、これらの者の採用及び昇任の方法、勤務成績の評定の方法、研修の実施等につき、国立大学の学長及び教員に準ずる取扱をすることとした。
  - 四、その他地方公務員法及び教育公務員特例法の一部を改定する法律の施行に伴い、不必要となつた規定を削除した。
- 教育委員会法施行令の一部を改定する政令案要綱
- 一、社会教育法の一部改定により、社会教育主事及び社会教育主事補が新法に法律上の機関として設けられ、その職務につき、も規定されたが、これらの者の職制を明確にした。
  - 二、教育長は一般職に属する地方公務員となり、その身分取扱は教育公務員特例法及び地方公務員法の規定によることとなつたが、不必要となつた規定を削除した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項から第五項までを次のように改める。

- 3 大学管理機関は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合に、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 4 大学管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。
- 5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に関し必要な事項は、大学管理機関が定める。

第九條第一項中「国立大学の」を削る。

第十一條に次の一項を加える。

- 2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法（昭和二十五年法律第一号）第三十條の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第三十一條から第三

十八條まで及び第五十二條に定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十七條の見出しを「（教育長の退職等）」に改め、同條に次の一項を加える。

- 2 教育長については、地方公務員法第二十二條（条件附任用及び臨時的任用）並びに

第二十八條第一項（同項第二号を除く。）及び第二項（分限）の規定は適用しない。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

第二十一條を次のように改める。

（兼職及び他の事業等の従事）

第二十一條 教育公務員は、教育に關する他の職を兼ね、又は教育に關する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと所轄庁において認める場合には、給与を受け、又は受けないう、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事

することができない。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあつては国家公務員法第百一條第一項の規定に基く人事院規則又は同法第百四條の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法第三十八條第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(公立学校の教育公務員の職階制)

第二十一條の二 職階制は、地方公務員法第二十三條第一項の規定にかかわらず、すべての公立学校の教育公務員について実施するものとする。

2 前項の職階制に関する計画及びその実施に関する事項は、地方公務員法第二十三條第二項から第九項までの規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例に準じて、公立大学にあつては当該地方公共団体の條例、大学以外の公立学校にあつては当該学校を所管する教育委員会の規則で定めるものとする。

(教育長の給与等)

第二十一條の三 教育長については、地方公務員法第二十三條(職階制)並びに第二十四條及び第二十五條(給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の條例で定める。

第二十三條第二項中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加える。

第二十五條第一項第八号中「文部大臣」を「任命権者」に改める。

第二十五條の次に次の四條を加える。

(分限、懲戒及び服務)

第二十五條の二 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校(大学を除く。以下この條及び第二十五條の三において同じ。)の職員に分限、懲戒及び服務については、地方公務員法第二十七條から第二十九條まで、第三十一條、第三十二條、第三十五條、第三十六條又は第三十八條に規定する條例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の機関の定める規程(同法第三十八條に規定する人事委員会規則を含む。)で

定めるものとされている事項は、都道府県の設置する学校の職員の例によるものとする。

(不利益処分に関する審査機関)

第二十五條の三 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校の職員に対する不利益処分に関する審査については、地方公務員法第四十九條第四項及び第五十條に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法第五十一條の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとされている事項は、当該都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

(給与勤務時間その他の勤務条件)

第二十五條の四 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一條及び第二條に規定する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四條第七項の規定により條例で定めるものとされている事項は、都道府県の條例で定めるものとする。

2 前項の都道府県の條例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第百七十号)第六十一條に規定する事件の例によるものとし、都道府県の教育委員会は、その議案の原案を作成する場合において、市町村に教育委員会が置かれていたときは、当該教育委員会の意見を聞かなければならない。

(職員団体)

第二十五條の五 地方公務員法第五十二條第一項又は第二項の規定に基づく都道府県又は当該都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員の職員団体は、当分の間、給与勤務時間その他の勤務条件に関し都道府県の当局と交渉するため、これらの職員団体の間を連合体を結成し、又はこれらの職員団体の間を結成された職員団体の連合体に加入することができる。

2 地方公務員法第五十三條から第五十五條までの規定の適用については、前項の職員団体の連合体は、同法第五十二條第二項の規定に基づく都道府県の職員の職員団体とみなす。

- 3 地方公務員法第五十二條第五項及び第五十六條の規定の適用については、第一頁の職員団体の連合体は、同法第五十二條第二項の規定に基く職員団体とみなす。
- 第二十八條及び第二十九條を次のように改める。
- 第二十八條及び第二十九條 削除
- 第三十三條及び第三十四條を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の教育公務員特例法第五條第三項から第五項まで（同法第六條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事業についても適用する。但し、改正後の教育公務員特例法第五條第三項（同法第六條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求をすることができる期間は、大学管理機関から説明書を受領した後三十日以内とする。

- 3 この法律施行の際現に公立学校の教育公務員が地方公共団体の議会の議員を兼ねているものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二條第二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中、なお議員を兼ねることが出来る。

理 由

地方公務員法の制定に伴い、地方公務員たる教育公務員等の任免、分限、懲戒、服務、給与その他の身分取扱に關する事項について所要の改正を行うとともに、大学管理機関が行う職員の転任、降任等に關する事前審査の方法の適正化を図り、その他若干の規定について整備を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令

内閣は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律  
才号）の施行に伴い、並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律才  
一号）才二十二条及び才二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。  
教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令才六号）の一部を次のよ  
うに改正する。

才二条才一項を次のように改める。  
大学の助手については、法に規定する大学の教員に関する規定を準  
用する。

同条才二項中「及び令」を削る。

才三条を次のように改める。

才三条 大学以外の学校の養護助教諭、実習助手及び寮母については、  
法に規定する大学以外の学卒の教員に関する規定を準用する。但し、  
実習助手及び寮母の採用のための選考については、法才十三条才一項  
の採用志願者名簿によることを要しない。

才三条の二 文部省設置法（昭和二十四年法律才百四十六号）才十三条  
に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和二十  
五年法律才二百十四号）才二十条に掲げる国立博物館及び研究所の長

及びその職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者については、  
法才四條、才七條、才十一條、才十二條、才十九條、才二十條及び  
才二十一條の規定中国立大学の学長及び教員に関する部分をそれぞれ  
準用する。この場合において、これらの規定中「大学管理機関」とあ  
るのは「任命権者」と読み替え、これらの機関の長及びその職員をそ  
れぞれ学長及び教員に準ずる者としてこれらの規定を準用するものと  
する。

才四條を次のように改める。

才四條 各種学校の校長及び教員については、それぞれ法に規定する大  
学以外の学校の校長及び教員に関する規定を準用する。但し、これら  
の者の採用のための選考については、法才十三条才一項の採用志願者  
名簿によることを要しない。

才五條中「令」を削る。

才七條を次のように改める。

才七條 法才二十四條才二項の政令で指定する者とは、教員養成諸学校  
の附属学校の主事をいう。

才八條から才十一條までを削る。  
附則中才十二條を才八條とする。

26.6.12



才十三条から才十七条までを削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

教育公務員特例法の一部改正に伴い、新たに教育公務員に準ずる取扱を受けることとなつた職員に關し必要な規定を設け、その他諸規定について整備を加える必要があるからである。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案について

一、制定の理由

教育公務員特例法は、国家公務員たる教育公務員については国家公務員法の、地方公務員たる教育公務員については地方公務員法の特例として制定されたものであるが、後者については母法たるべき地方公務員法が制定されていないので、その間政令で暫定規定を設けて来た。

今般地方公務員法が制定されることとなつたので同法の特例であることを明らかにするとともに、同法の施行に伴い更に必要と考えられる特例を確立し、且つ、その他の事項についても所要の改正を行う必要がある。

二、改正事項

改正すべき主なる事項は次の点である。

1. 教育長が一般職に属する地方公務員となるので、その条件附任用、職階制、年限、給与、勤務時間その他の勤務条件を一般職に属する他の地方公務員とは別個の取扱にすること。
2. 職階制はすべての公立学校の教育公務員について、国立学校の例に準じ、実施すること。
3. 教育委員会が置かれていない市町村の設置する公立学校（大学を除く。）の職員の分限、懲戒及び服務は都道府県の設置する公立学校（大学を除く。）の職員の例によるものとし、これらの者の不利益処分<sup>職員</sup>の審査は都道府県の人事委員会が行うものとする。
4. 市町村立学校<sup>職員</sup>給与負担法により都道府県が俸給その他の給与を負担している市町村立学校の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については都道府県の條例を定めるものとする。
5. 公立学校の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について都道府県の当局と交渉するために、都道府県及び当該都道府県内の市町村の公立学校の職員の職員団体が相互に連合体を結成することを当分の間認めること。
6. 大学の事前審査の手続を適正化するとともに、大学自治の原則に則り大学管理機関に審査の手続を自ら定めようとする。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項から第五項までを次のように改める。

3 大学管理機関は、審査を受ける者が、前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4 大学管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に関し必要な事項は、大学管理機関が定める。

第九條第一項中「国立大学の」を削る。

第十一條に次の十項を加える。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法（昭和二十五年

法律第 号）第二十七條の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第二十八條から第三十五條まで及び第五十二條に定めるものを除いては、大学管理機関が定める。  
第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十七條の見出しを「（教育長の退職等）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 教育長については、地方公務員法第二十二條（条件附任用及び臨時的任用）並びに第二十五條第一項（同項第二号を除く。）及び第二項の規定は適用しない。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

第二十一條を次のように改める。

（他の職務等の従事）

第二十一條 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、その他教育に関する事業又は事務に従事することが本務の遂行に支障がないと所轄庁において認める場合には、

給与を受け、又は受けないうでの職務を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあつては、国家公務員法第百一條第一項の規定に基づく人事院規則又は同法第百四條の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては、地方公務員法第三十五條第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(公立学校の教育公務員の職階制)

第二十一條の二 職階制は、地方公務員法第二十三條第一項の規定にかかわらず、すべての公立学校の教育公務員について実施するものとする。

2 前項の職階制に関する計画及びその実施に関する事項は、地方公務員法第二十三條第二項から第九項までの規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例に準じて、公立大学にあつては当該地方公共団体の條例、大学以外の公立学校にあつては当該学校を所管する教育委員会の規則で定めるものとする。

(教育長の給与等)

第二十一條の三 教育長については、地方公務員法第二十三條、第三十條及び第三十九條の規定は適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に当該地方公共団体の條例で定める。

第二十三條第二項中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加える。

第二十五條第一項第八号中「文部大臣」を「任命権者」に改める。

第二十五條の次に次の四條を加える。

(分限、懲戒及び服務)

第二十五條の二 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校（大学を除く。以下この條及び第二十五條の三において同じ。）の職員に分限、懲戒及び服務については、地方公務員法第二十條から第二十八條まで、第二十八條、第二十九條、第三十二條、第三十三條又は第三十五條に規定する條例、地方公共団体の

規則又は地方公共団体の機関の定める規程（同法第三十五條に規定する人事委員会規則を含む。）を定めるものとされ、この事項は、都道府県の設置する学校の職員の例によるものとする。

（不利益処分に関する審査機関）

第二十五條の三 <sup>学校の職員に対する不利益処分に関する審査については地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定を適用する場合において、</sup>教育委員会が置かれ、この地方公共団体の設置する公立学校の職員に対する不利益処分に関する審査については、地方公務員法第四十九條第四項及び第五十條に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法第五十一條の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとされ、この事項は、当該都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

（給与、勤務時間その他の勤務条件）

第二十五條の四 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一條及び第二條に規定する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第三十八條第七項の規定により條例で定めるものとされ、この事項は、

都道府県の條例で定めるものとする。

2 前項の都道府県の條例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一條に規定する事件の例によるものとし、都道府県の教育委員会は、この議案の原案を作成する場合において、市町村に教育委員会が置かれているときは、当該教育委員会の意見を聞かなければならない。

（職員団体）

第二十五條の五 地方公務員法第五十二條第一項又は第二項の規定に基く都道府県~~市町村~~又は当該都道府県内の~~市町村~~地方公共団体の公立学校の職員の職員団体は、当分の間、給与、勤務時間その他の~~勤務条件~~勤務条件に関し都道府県の当局と交渉するためこれらの職員団体の間で連合体を結成し、又はこれらの職員団体の間で結成された職員団体の連合体に加入することをができる。

2 前項の職員団体の連合体については、これを都道府県の<sup>職員の</sup>職員団体とみなして、地方公務員法第五十三條から第五十六條までの規定を適用する。

3 公立学校の職員は、給与を受けながら、地方公務員法第五十三條第一項の規定による登録を受けた第一項の職員団体の連合体のためその事務を行い、又は活動してはならない。

第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

第二十八條及び第二十九條 削除

第三十三條及び第三十四條を削る。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の教育公務員特例法（以下「法」という）第五條第三項から第五項まで（同法第六條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む）は、<sup>（旧法）</sup>この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事案についても適用する。但し、改正後の法第五條第三項（同法第六條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む）の規定による請求をすることができず期間は、大学管理機関から説明書を受領した

後三十日以内とする。

3 この法律施行の際現に公立学校の教育公務員で地方公共団体の議会の議員を兼ねているものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二條第二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中、なお議員を兼ねることができず。

#### 理 由

地方公務員法の制定に伴い、地方公務員たる教育公務員の任免、給与その他の身分取扱に関する事項につき所要の改正を行うとともに、その他の事項につき若干の整備を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案



教育公務員特例法の一部を改正する法律

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「雑則(第二十一條・第二十二條)」を「雑則(第二十一條―第二十二條)」に、「附則(第二十三條―第三十四條)」を「附則(第二十三條―第三十三條)」に改める。

第二條第四項を次のように改める。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

第五條第三項から第五項までを次のように改める。

3 大学管理機関は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合に  
は、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を與えなければならない。

4 大学管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出

頭を求め、又はその意見を徴することができる。

二

5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に関し必要な事項は、大学管理機関が定める。

第九條第一項中「国立大学の」を削る。

第十一條に次の一項を加える。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十條の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第三十一條から第三十八條まで及び第五十二條に定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十六條第二項を次のように改める。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長及び指導主事については、それぞれの免許状を有する者で

採用を願ひ出たものについて、社会教育主事については、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に定める必要な資格を有する者で採用を願ひ出たものについて、それぞれ都道府県の教育委員会が作成する。

第十七條の見出しを「教育長の退職等」に改め、同條に次の一項を加える。

2 教育長については、地方公務員法第二十二條（条件附任用及び臨時的任用）の規定は適用しない。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

第二十一條を次のように改める。

（兼職及び他の事業等の従事）

第二十一條 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事

三

務に従事することが本務の遂行に支障がないと所轄庁において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあつては国家公務員法第一百一条第一項の規定に基く人事院規則又は同法第四百四條の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法第三十八條第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(公立学校の教育公務員の職階制)

第二十一條之二 職階制は、国立学校の教育公務員の例に準じて、すべての公立学校の教育公務員について実施するものとする。

(教育長の給与等)

第二十一條之三 教育長については、地方公務員法第二十三條から第二十五條まで(職階制及び

給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の條例で定める。

第二十二條中「職務を行う者」の下に「、文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)第十三條に掲げる機関(日本芸術院を除く。)並びに文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十條に掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者」を加える。

第二十三條第二項中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加える。

第二十五條第一項第八号中「文部大臣」を「任命権者」に改め、同條の次に次の五條を加える。

(分限、懲戒及び服務)

第二十五條之二 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校(大学を除く。以下こ

の條及び第二十五條の三において同じ。の職員の分限、懲戒及び服務については、地方公務員法第二十七條から第二十九條まで、第三十一條、第三十二條、第三十五條、第三十六條又は第三十八條に規定する條例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の機関の定める規程（同法第三十八條に規定する人事委員会規則を含む。）で定めるものとされている事項は、都道府県の設置する学校の職員の例によるものとする。

（不利益処分に関する審査機関）

第二十五條の三 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校の職員に対する不利益処分に関する審査については、地方公務員法第四十九條第四項及び第五十條に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法第五十一條の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとされている事項は、当該都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

（給與、勤務時間その他の勤務條件）

第二十五條の四 市町村立学校職員給與負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一條及び第二條に規定する職員の給與、勤務時間その他の勤務條件については、地方公務員法第二十四條第六項の規定により條例で定めるものとされている事項は、都道府県の條例で定めるものとする。

2 前項の都道府県の條例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一條に規定する事件の例によるものとし、都道府県の教育委員会は、その議案の原案を作成する場合において、市町村に教育委員会が置かれているときは、当該教育委員会の意見を聞かなければならない。

第二十五條の五 公立学校の教育公務員の給與の種類及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給與の種類及びその額を基準として定めるものとする。

(職員団体)

第二十五條の六 地方公務員法第五十二條第一項又は第二項の規定に基く都道府県又は当該都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員の職員団体は、当分の間、給與、勤務時間その他の勤務条件に関し都道府県の当局と交渉するため、これらの職員団体の間で連合体を結成し、又はこれらの職員団体の間で達成された職員団体の連合体に参加することができる。

2 地方公務員法第五十三條から第五十五條までの規定の適用については、前項の職員団体の連合体は、同法第五十二條第二項の規定に基く都道府県の職員の職員団体とみなす。

3 地方公務員法第五十二條第五項及び第五十六條の規定の適用については、第一項の職員団体の連合体は、同法第五十二條第二項の規定に基く職員団体とみなす。

第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

第二十八條及び第二十九條 削除

第三十三條を次のように改める。

(教育委員会の置かれていない市町村の社会教育主事に関する規定の読替)

第三十三條 教育委員会の置かれていない市(特別区を含む。以下同じ。)町村の社会教育主事については、第六十六條第一項及び第四項並びに第十九條第二項中「当該教育委員会の教育長」又は「当該教育委員会」とあるのは、「当該市町村の長」と読み替えるものとする。

第三十四條を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の教育公務員特例法第五條第三項から第五項まで(同法第六條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事案についても適用する。但し、改正後の教育公務員特例法第五條第三項(同法第六條第

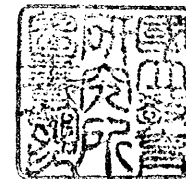
二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。の規定による請求をすることができる期間は、大学管理機関から説明書を受領した後三十日以内とする。

3 地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定施行の際既に改正前の教育公務員法特例法第十五條第三項（同法第十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が審査の請求を受理している事案に関する審査については、地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律施行の際現に公立学校の教育公務員で地方公共団体の議会の議員を兼ねているものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二條第二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中、なお議員を兼ねることができる。

理由

地方公務員法の制定に伴い、地方公務員たる教育公務員等の任免、分限、懲戒、服務、給與その他の身分取扱に関する事項について所要の改正を行うとともに、新たに社会教育主事等を教育公務員又はこれに準ずる職員として取り扱うこととし、大学管理機関が行う職員の転任、降任等に関する事前審査の方法の適正化を図り、その他若干の規定について整備を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



V - 31